日本ロボットサービス株式会社

＜レンタルサービス約款＞

第１条（総則）

本レンタル約款は、日本ロボットサービス株式会社（以下「甲」という）とお客様（以下「乙」という）との間のレンタル条項を定め、レンタルサービスへのお申し込みにあたり以下の内容に同意いただいたこととします。

第２条（物件）

甲は乙に対し、レンタル申込書に記載するレンタル物件（以下「物件」という）を賃貸し、乙はこれを賃借します。

第３条（レンタル期間）

① レンタル期間はレンタル申込書に記載する期間とし、甲が乙に物件を引渡した日の翌日をレンタル開始日、乙が甲に当該物件を返還した日をレンタル終了日とします。

② レンタル期間は月初めから月末までを１ヶ月間単位とし、レンタル期間は３ヶ月間以上とします。また、利用開始月に限り、１ヶ月間に満たない端数がある場合は、日割り計算とします。

第４条（レンタル料金）

① 甲は、申込金、レンタル料、運送諸経費、サービス代金等をレンタル契約日に有効な料金表に基づき算出して乙に対して提示し、乙はレンタル申込書に記載された当該料金を、甲に対して支払います。

② 利用開始月に１ヶ月間未満の端数がある場合は、１ヶ月間を３０日として日割計算するものとします。
例）納品日が 10 月 12 日の場合、
10 月 12～31 日の 20 日間分を日割り計算にて 10 月分として計上。

③ レンタル料金については、新規申込時に限り３ヶ月分を前払いにて申し受けます。４ヶ月目以降および追加申込分についてはご利用月の５日に口座振替または、クレジットカードにて甲の指定する回収機関を通じて支払うものとします。

④ レンタル料金は申込書記載のレンタル期間中は同額とし、契約期間の延長や契約内容変更にともなうレンタル料金の変更は翌月分より反映するものとします。

⑤ 申込書を甲が受領後に、乙が甲の責によらない事由により当該申込みを取り消す場合は、登録料および前払いにて支払った３ヶ月分は返金しないこととします。

⑥ 甲は、当該物件のモデルチェンジに伴う仕様変更またはサービス内容の変更がある場合、書面による案内と乙による承諾を持ってレンタル料の変更を行えるものとします。

第５条（レンタル契約の解除）

乙は甲に対し１週間前までに、契約解除および物件返却の申し出を行い、甲への契約期間内における物件の返却確認をもってレンタル契約の解除とします。

第６条（レンタル期間の延長）

① レンタル期間が満了し、１週間前までに、乙から契約終了および物件返却の申し出がない場合は自動的にレンタル期間を延長するものとします。

② 前項により延長された期間は、乙の申し出により月単位にて契約を解除できるものとします。

③ 本条１項、2 項の規定にかかわらず、甲が物件の運用状況、在庫状況等により、期間延長に応じられない場合、乙は契約終了に応じるものとします。

第７条（物件の引渡し）

甲は乙に対し、甲の日本国内の事業区域において、物件を乙の指定する場所にてレンタル開始日の前日に引渡し、乙は物件をレンタル終了日までに返還します。物件の引渡し、返還に要する運送費等の諸費用は乙の負担とし、甲が運搬費等の立替払いを行った場合、レンタル料支払時に追加し全額を支払うものとします。

第８条（担保責任）

① 甲は乙に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、乙の使用目的への適合性については担保しません。

② 乙が甲から物件の引渡しを受けた後、４８時間以内に物件の員数につき不足の申し立てがなかった場合は、物件はレンタル申込書のとおり乙に引渡されたものとします。

③ 乙が甲から物件の引渡しを受けた後、４８時間以内に物件の性能の欠陥につき通知をしなかった場合は、物件は通常の性能を備えた状態で乙に引渡されたものとします。

第９条（レンタル物件のメンテナンス）

① 乙は甲の定める物件の適切なメンテナンスを行うこととし、さらに乙の使用環境に応じ一定の使用時間毎に甲による専門的な整備点検を申し込むこととします。

② 契約に整備点検サービスが含まれる場合、乙は甲に所定の期間毎に物件の入換交換を依頼することとします。

③　レンタル期間中、乙が適切なメンテナンスを行った上で物件が正常に作動しない場合は、甲は物件を速やかに交換、又は修理します。
④　乙は甲が入換交換後の物件において、乙のメンテナンスの不足により故障および性能の欠陥が見られた場合、甲は物件の修理費用を請求し、乙はこれに応じることとします。

第 10 条（物件の交換）
①　甲は、物件の正常な性能を提供するため、または物件の交換を行えるものとし、交換にともなう物件の仕様、色およびデザインの変更について承諾します。
②　当該物件の仕様変更やモデルチェンジに伴い物件の交換を行えるものとし、物件の仕様変更による機能およびデザイン変更について承諾することとします。
③　物件の交換は原則として申込書記載の設置場所で行うものとします。

第 11 条（損害責任）
甲は、製品の使用にともなう適切な使用方法を書面にて提示することとし、その上で不適切な使用により発生した乙のいかなる損害についても責任を負わないものとします。但し、製品の特性上、想定し得ない損害が発生した場合、乙が甲に支払ったレンタル代金の総額を上限として賠償を行うものとします。

第 12 条（物件の使用、保管）
①　乙は物件を甲が発行する取扱説明書に基づき適切な使用を行うこととします。
②　乙は物件を善良な管理者の注意をもって保管し、その本来の使用目的以外に使用しません。
③　乙は物件を改造、加工、分解、修理、または貼付された甲の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去したり、汚染したりしません。
④　乙が物件をレンタル申込書記載の設置場所以外に移動する場合には、事前に甲の書面による承諾を得るものとします。
⑤　甲または甲の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、乙は、これに応じます。

第 13 条（物件の所有権侵害の禁止等）
①　乙は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れたり、その他甲または物件の所有者（以下、単に「所有者」という）の所有権を侵害するような行為をしないものとします。
②　乙は、甲の事前の承諾を得なければ、次の行為をしないものとします。
　1. 物件を第三者に転貸すること。
　2. 物件の占有を移転すること。
　3. レンタル契約に基づく乙の権利、地位を第三者に譲渡すること。
③　もし第三者が物件について権利を主張、保全処分や強制執行などにより甲または所有者の所有権を侵害するおそれのあるときは、乙は物件が甲または所有者の所有であることを主張証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を甲に通知します。
④　甲は、物件に甲よりのレンタル物件である旨を明示する標示、標識などを、設置ないし貼付することができます。また乙は、甲から要求があったときは、前記の標示、標識などを設置ないし貼付するものとします。

第 14 条（物件の滅失、毀損）
物件が滅失、盗難、または毀損、損傷したときには、乙は甲に対し速やかにその旨を書面により通知し、その原因を問わず、直ちに代替物件の購入代価相当額または物件の修理代金相当額を甲に支払うものとし、その他甲に損害がある場合はこれを賠償します。

第 15 条（物件の補償）
①　乙が甲の発行する補償制度に加入している場合は、次項に定める補償制度に準じ第 14 条の債務の支払いを免れます。
　1.　事故や不慮の過失による破損および故障に伴う修理代金。
　2.　盗難や災害等により滅失した物件の代替物件購入代。
②　ただし、故意または重大な過失、置き忘れ、詐欺、横領については補償の対象外となります。
③　物件にかかる補償事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知し、かつ補償に必要な被害証明など一切の書類を遅滞なく甲に交付します。
④　海外での使用による故障または事故については補償の対象外となります。

第 16 条（契約違反）
①　甲は、乙が次の各号の一つにでも該当したときは催告を要せず通知によりレンタル契約を解除できます。
　1.　レンタル料の支払を１回でも怠ったとき。
　2.　支払を停止したとき。
　3.　仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、または整理、民事再生、破産、会社更生等の手続開始の申立があったとき。

4. 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
5. 経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
6. レンタル契約以外の甲に対する金銭債務の支払を１回でも怠ったとき。

② レンタル契約が解除されたときは、乙は物件を甲に返還し、併せて甲に対する金銭債務全額を支払い、その他甲に損害のある場合はこれを賠償します。

第 17 条（遅延損害金）

乙は第４条のレンタル料、第１１条および第１６条の債務、その他レンタル契約に基づく金銭の支払を怠ったとき、または甲が乙のための費用を立替払いした場合に立替金の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対し支払期日、または立替払日からその完済に至るまで、年１４％の割合による遅延損害金を甲に支払います。

第 18 条（物件の返還）

レンタル契約がレンタル期間の満了、解除により終了したときは、乙は直ちに物件を甲の指定する場所に返還します。
物件の返還が遅れた場合、乙は返還完了まで、遅延月数に応じた月額レンタル料を甲に支払うほか、レンタル契約の諸条項にしたがいます。ただし、１ヶ月に満たない遅延日数がある場合も、日割り計算はしないものとします。
乙が物件の返還を遅滞した場合において、甲または甲の指定する者による所在場所からの物件の引き揚げについて、乙は、これを妨害、拒絶することはできません。

第 19 条（消費税の負担）

消費税は、レンタル料金に含まれるものとし、レンタル期間中に消費税額の増額があった場合は、甲はレンタル料金の改定を行えるのとします。

第 20 条（相殺の禁止）

乙は、レンタル契約に基づき甲に対し負担する債務を、甲または甲の継承人に対する乙の債権をもって相殺することはできません。

第 21 条（権利の移転等）

甲は、レンタル契約に基づく権利および物件の所有権をレンタル契約に基づく甲の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、乙はこれについて予め承諾します。
甲は、レンタル契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置を取ったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙に請求できます。

第 22 条（情報）

レンタル物件の返却に際して、物件の内部に記憶されている情報がある場合は甲の負担において消去します。

第 23 条（通知・報告義務）

① 乙は、次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により甲に通知します。
1. 住所、連絡先、使用・保管場所を移転したとき。
2. 法人の場合、名称または商号、代表者を変更したとき。
3. 第１５条１項各号の事実が発生し、また、そのおそれがあるとき。

② 甲から要求のあったときは、乙はいつでもその物件の設置、保管、使用の状況について報告します。

第 24 条（合意管轄）

甲、乙は、レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 25 条（レンタル料金表、料金制度表、特約条項）

① 乙は甲から、甲所定のレンタル約款及び料金表を受領し、了承しました。
② 本約款の各条項に定めていない事項又は本約款の各条項と異なる取決めについては、レンタル申込書の特約条項に定めるところによります。

第 26 条（特約条項）

レンタル契約について、甲、乙合意の上別途書面により特約を定めた場合は、その特約はこのレンタル約款に優先して適用されるものとします。

日本ロボットサービス株式会社

＜個人情報保護についての方針＞

日本ロボットサービス株式会社は、個人情報の重要性を十分認識しその保護のため以下の取り組みを実施いたします。

- 個人情報は、当社が定めた「利用目的」以外の目的のためには利用いたしません。
- 個人情報の安全性を確保するため、組織的・人的・技術的な安全管理処置を講じ、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止に努めます。
- 個人情報の取扱いを委託する場合は、その取扱いの安全管理のために、受託者に対して必要かつ適切な監督を行います。
- 個人情報を第三者に提供することは、次の場合を除きこれをいたしません。
  ①あらかじめご契約者の同意を得ている場合。
  ②法令等により必要とされる場合、または認められる場合。
- 個人情報保護に関する法令、ガイドライン、および当社の社内規定・規則を遵守し継続的な改善を行います。

【 個人情報の利用目的 】

1. レンタル申し込みに基づく契約の履行のため。
2. レンタル物件の適切な使用をご案内、推奨するため。
3. レンタル物件の整備点検など安定した性能を提供するため
4. ご契約に対する取引与信判断及び与信後の管理のため。
5. 管理システムの構築、代金決済、配送回収業務を委託するため。
6. 商品やサービスの開発や改善を行うため。
7. 当社および提携先の商品・サービスのご案内を行うため。

【 決済情報の管理 】

当社の決済については、セキュリティー性の高い専門機関に情報の管理と決済業務を委託しております。また、万が一の情報漏えいや不正利用を防止するため、ご記入いただいたクレジットカード情報は使用確認が取れ次第粉砕処理を行い当社内での保管はいたしません。

個人情報についてのお問い合わせ先：

日本ロボットサービス株式会社　事業管理本部
〒100-0014　東京都千代田区永田町 2-10-2　TBR201
電話　：03-5510-1228（代表）